

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「**チーム支援**」
- ・障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会などの実施（福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業）
- ・「**障害者総合支援法**」に基づく、一般就労への移行を支援する「**就労移行支援**」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「**就労継続支援**」
- ・近年急増する精神障害や発達障害がある求職者について、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対し、「**若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム**」において、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援
- ・**障害者職業能力開発校**（全国19校）において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害の特性に応じた職業訓練
- ・企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先を開拓し、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

特別支援学校では、子どもの障害の状態などに応じ、例えば、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、情報技術や情報処理の能力を育成したり、産業界との連携を図った職場体験の機会を設けたりするなど、時代の進展や社会の変化に対応した職業教育が行われている。特に、企業などにおける現場実習は、子どもの勤労観や職業観を育成し、学校生活から社会生活への円滑な移行を進める上で重要な学習活動であることから、積極的に取り組まれている。

3 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等¹⁰⁵

(1) 総合的取組

ア 関係府省の連携（内閣府、各省庁）

子どもや若者による社会の耳目を集める重大な事件の発生が後を絶たないなど、予断を許さない状況となっている。

政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置し、関係府省が連携して対策の充実強化を図っている¹⁰⁶。

イ 家庭、学校、地域の連携

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っている。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止と立ち直り支援を推進していく必要がある。

① 「サポートチーム」(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省)

「サポートチーム」は、多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処するものである。関係機関は、日常的なネットワークの構築などを通じて、「サポートチーム」の編成やその活動において緊密な連携を図っている。

警察庁と文部科学省は、サポートチームの効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。

105 この項における「少年」は、「少年法」第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

106 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou.html>

② 学校と警察の連携（警察庁，文部科学省）

子どもの非行や校内暴力を防止するためには，学校と警察が密接に連携する必要がある。このため，警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に，全ての都道府県で**学校警察連絡協議会**が設置されている。平成26（2014）年4月1日現在，全国の小学校，中学校，高校の約97%の参加を得て，約2,700組織の学校警察連絡協議会がある。

また，非行防止や健全育成を図るため，都道府県警察と都道府県教育委員会などとの間で締結した協定や申合せに基づき，非行少年，不良行為少年その他の健全育成上問題を有する子どもに関する情報を警察・学校間で通知する「**学校・警察連絡制度**」が各地で構築されている。

③ スクールサポーター（警察庁）

警察は，退職した警察官などを**スクールサポーター**として警察署などに配置するとともに，学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校の橋渡し役」として，学校における子どもの問題行動への対応や，巡回活動，相談活動，安全確保に関する助言を行っている。平成26年4月1日現在，43都道府県に約800人が配置されている。

④ 更生保護サポートセンター（法務省）

処遇活動，犯罪予防活動をはじめとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点である「**更生保護サポートセンター**」が，平成25（2013）年度現在，全国に計245か所設置されている。「更生保護サポートセンター」には，保護司が駐在して，教育委員会や学校，児童相談所，福祉事務所，社会福祉協議会，警察，ハローワークといった様々な関係機関・団体と協力し，保護観察を受けている人の立ち直り支援や，非行防止セミナー，住民からの非行相談を行っている。

COLUMN No.5

関係機関などの連携による非行少年の立ち直り支援

問題を抱える少年の立ち直りを図るためには，関係機関の連携が重要であり，個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため，学校，警察，児童相談所などの関係機関の担当者が，それぞれの専門分野に応じた役割分担の下，少年への指導・助言を行うことが効果的である。

① 京都府府民生活部青少年課「ユース・アシスト」(立ち直り支援チーム)

1 事業概要

非行少年の立ち直りを支援するため，平成24（2012）年に京都府家庭支援総合センター内に新設され，学校・警察・児童相談所等関係機関から紹介された少年の立ち直りを支援している。また，家庭裁判所に係属中の非行が比較的軽微な少年で，家裁が処分を決定するための措置の一環として支援の実施が適当とした者を対象に，その立ち直りに向けた支援を実施している。

平成25（2013）年からは，府内全域をカバーすべく北部サテライトを設置した。

2 支援体制

支援チーム総括の下に，支援チームの調整を行う指導担当事務職員のほか，警察官・教員OBによる支援コーディネーター，臨床心理士から構成されている。



3 寄り添い型支援（関係機関から紹介された少年への支援）

関係機関と連携したケース会議において、少年個々に適した以下の支援プログラムを作成し、立ち直りを支援している。

- (1) 基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- (2) 体験活動プログラム：介護、保育、農作業、山道清掃、座禅体験等
- (3) 就学支援プログラム：学習、登校、進学、編入、高卒資格取得支援等
- (4) 就労支援プログラム：職業基礎能力取得、民芸品作成等就労体験、就職相談等
- (5) 家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加等

4 家庭裁判所からの協力依頼に基づく少年への支援

非行が比較的軽微である少年に対し、ボランティア団体が実施する清掃活動や地域住民との対話による自己の振り返りを通じ、地域の一員としての自覚を認識させ、再非行防止を図る。

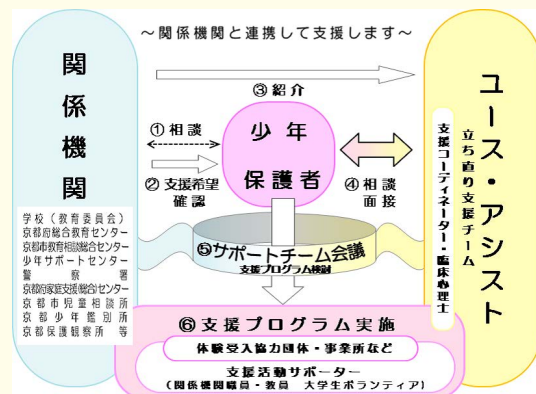
5 支援状況（平成25年12月末現在）

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 寄り添い型支援 | 43名 |
| (2) 家裁からの協力依頼に基づく少年への支援 | 83名 |

6 改善状況

(1) 寄り添い型支援

- ・高校を中退し、家庭内暴力を繰り返していた少年が、支援コーディネーターの面談と学習支援により不良行為が改善、高校を再受験し公立高校に合格した。
- ・喫煙、深夜はいかいを繰り返していた中学生が、美容院での職場体験を受け、これをきっかけに学習意欲を高め、現在は高校進学を目指して学習を継続している。



(2) 家裁からの協力依頼に基づく少年への支援（清掃活動に参加した少年の感想文より）

- ・街の人に「有難う」「御苦労様」と声を掛けられ、人の役に立てて嬉しかった。
- ・今までゴミのポイ捨てをしていたが、ルールやマナー、人への思いやりなど、周囲のことを考えて行動できるようにしたい。

② 広島県のサポートチーム

1 立ち直り支援に至る経緯

少年は、中学校へ入学後、友人と家出を繰り返し、自転車盗や器物損壊、建造物侵入などを行っていたことから、警察から児童相談所へ通告した。

その後も、学校において授業中のはいかい行為や早退などの問題行動が続き、再非行のおそれがあったことから、警察から積極的に連絡を取り、保護者の承諾を得て「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を開始した。

2 サポートチームの編成

少年の立ち直りを図るためには、関係機関が連携した支援を行う必要があると判断し、警察が主導して、少年が通う中学校、市教育委員会、こども家庭センター（児童相談所）とサポートチームを編成した。

3 定期的なサポートチーム会議の開催

関係機関の担当者が一堂に会するサポートチーム会議を定期的で開催し、各機関が把握して

いる少年の問題行動や保護者の状況、各機関による立ち直り支援の状況などの情報を共有した。その上で、問題点や課題を話し合い、今後の支援活動の方向性を検討するとともに、連携した支援について意思統一を図った。

4 各機関による立ち直り支援

(1) 警察

少年サポートセンターを中心に少年と保護者に対する面接による指導を行うとともに、少年警察ボランティアや大学生ボランティアと連携した各種体験活動や学習支援などを行う「サポートルーム」への参加による居場所づくりを通じた支援を行った。

(2) 中学校・市教育委員会

学校において、少年の生活態度に対する指導を行うとともに、クラスでの役割など学校における少年の居場所を確保して支援を行った。

(3) こども家庭センター（児童相談所）

少年が深夜はいかいを繰り返したことから、一時保護し、清掃作業などを通じた指導を行うとともに、発達検査を行った上で、保護解除後も面接などの支援を行った。

5 効果

サポートチームの編成により、関係機関による「顔の見える関係」の構築と情報共有がなされた結果、関係機関が連携した円滑な立ち直り支援を行うことができ、保護者の意識高揚が図られるとともに、少年の生活態度に改善が見られた。



体験活動（ケーキ作り）



学習支援

(2) 非行防止、相談活動等

ア 非行少年を生まない社会づくり（警察庁）

最近の非行の背景には、従来、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足、少年がともすれば自分の居場所を見出せず孤立し疎外感を抱いている現状が挙げられる。こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要がある。

警察は、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。具体的には、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に対して積極的に連絡して手を差し伸べ、社会奉仕活動への参加促進や就学・就労の支援などにより、その立ち直りを支援する活動を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。特に、少年事件の共犯率が成人事件と比較して高く、不良交友関係が立ち直りの大きな阻害要因となっていることから、少年警察ボランティアなどと連携しながら、不良交友関係の解消や不良交友関係に代わる居場所づくりに努めている。このほか、地域住民などに対